

## 長野県公営企業局告示第1号

平成13年長野県公営企業告示第4号(長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)に基づき公営企業管理者が定める法人)は、廃止します。

平成20年11月4日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

経営企画課

## 長野県公安委員会告示第51号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成20年11月4日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

指 定 を 受 け た 者			特 定 講 習 を 行 う 事 務 所		変 更 事 項		変 更 年 月 日
名 称	住 所	代 表 者 氏 名	名 称	所 在 地	新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	上 條 潔	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1	上 條 潔	太 田 芳 明	平成20年10月1日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	上 條 潔	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	上 條 潔	太 田 芳 明	平成20年10月1日

東北信運転免許センター

## 長野県公安委員会告示第52号

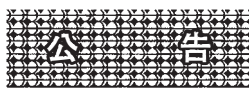
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成20年11月4日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

認 定 を 受 け た 者			教 育 に 使 用 す る 施 設		変 更 事 項		変 更 年 月 日
名 称	住 所	代 表 者 氏 名	名 称	所 在 地	新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	上 條 潔	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1	上 條 潔	太 田 芳 明	平成20年10月1日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	上 條 潔	アルピコ自動車学校松本	松本市筑摩4丁目6番1号	上 條 潔	太 田 芳 明	平成20年10月1日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	上 條 潔	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	上 條 潔	太 田 芳 明	平成20年10月1日

東北信運転免許センター



長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

平成20年10月29日、長野県西部伊那土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年11月4日

公告

平成21年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒を次のとおり募集します。  
平成20年11月4日

長野県教育委員会

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員		志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		若干名
	高等部	普通科 保健療科 専攻科理療科	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		"
	高等部	普通科 保健療科 専攻科理療科	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		"
	高等部	産業工芸科 被服科	
松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田820 電話 0263-58-3094	幼稚部		"
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	
長野養護学校 長野市徳間東1360 電話 026-296-8393	"	普通科	若干名 (更級分教室 8名を含む)
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	"	"	若干名
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	"	"	"
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	"	"	"
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	"	"	"
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	"	"	"
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	"	"	"
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	"	"	"
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士11623-1 電話 0266-62-5600	"	"	"

(1) 幼稚部  
3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの

(2) 高等部  
中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあつては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するもの。

(1) 幼稚部  
3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(2) 高等部  
中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあつては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するもの。

中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。

(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度である者

(2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

木曾養護学校 木曾郡木曾町福島1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに入所予定の者に限ります)。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業したもの(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます)に限ります。 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度である者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 花田養護学校の中学部を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)で、(1)のア又はイに該当するもの。
稲荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度である者 イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者 ア 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度である者 イ 知的発達遅延の程度が(2)のアに掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成21年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 2 志願及び選考の方法

学校名	志 願			選 考		
	受付期間	志 願 書 類	場所	方 法	期 日	場 所
長野盲学校 松本盲学校	平成20年12月1日(月)から平成21年2月20日(金)まで。幼稚部も同様とする。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるもの) (3) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、幼稚部、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 平成21年2月27日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校

長野ろう学校 松本ろう学校	平成21年2月2日(月)から同月26日(木)まで。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成20年12月1日(月)から同月19日(金)までとする。幼稚部については、各校の募集要項による。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。			学力検査 平成21年3月10日(火)ただし、専攻科デザイン工学科については、平成21年1月23日(金)とする。 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校	平成20年12月1日(月)から同月18日(木)まで			学力検査 平成21年1月23日(金) 面接 学校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成21年2月13日(金)から同月26日(木)まで	上記(1)から(4)までに掲げる書類及び若槻養護学校にあっては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台養護学校にあっては独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院の診断書		学力検査 平成21年3月10日(火) 面接 学校長が別に定める日	

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成21年3月23日(月)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

特別支援教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月4日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

西村正男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量  
純水製造装置 1台
- (2) 物品の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
契約の日から90日以内
- (4) 納入場所  
塩尻市大字宗賀字本山5225-1  
長野県企業局松塩水道用水管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1  
長野県企業局松塩水道用水管理事務所 業務課  
電話 0263 (52) 3330

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月21日(金) 午後2時

イ 場所 塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所 会議室

- (3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年11月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

事業課